

総務委員会請願・陳情説明資料

令和 6 年 6 月 2 5 日

件	名	頁
1	5 受理番号 1 8 日本政府に核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書の提出を求める請願・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	5 受理番号 2 6 希望する自治体が職員の定年を 6 5 歳から 7 0 歳まで引き上げることができる制度を導入するよう国に意見書の提出を求める陳情・・・・・・・・・・・・・・・・	4

(総 務 部)

件 名	5 受理番号 18 日本政府に核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書の提出を求める請願
所管部課名	総務部 総務課
請願の要旨	日本政府に核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書の提出を求める。
請願者等	請願文書表のとおり
紹介議員名	はたの昭彦議員、おぐら修平議員、土屋のりこ議員、高橋まゆみ議員
内容及び経過	1 主な経緯 (1) 核兵器禁止条約について 平成29年7月、国連本部においてオーストリアやメキシコなど核兵器非保有国が主導し、賛成122（反対1、棄権1）で採択された。 同条約は、核兵器の開発・保有・使用などを全面的に禁止している。 核兵器保有国やNATO諸国の大部分は、核抑止を前提とした安全保障体制への影響を理由として、同条約には参加していない。 日本も、核保有国が不参加であることによる同条約の実効性を理由として参加を見合わせた。 令和2年10月24日に、批准した国が発効要件である50か国に達し、令和3年1月22日に発効。令和6年1月16日時点で批准しているのは70カ国・地域である。 (2) 核廃絶決議について 日本は平成6年から毎年、各国が連帯して核なき世界を目指すことを訴える独自の核兵器廃絶決議案を国連本部に提出している。 令和5年12月に行われた採決では、賛成148（反対7、棄権29）で採択された。 (3) 「核兵器廃絶国際キャンペーン」ノーベル平和賞受賞について 平成29年12月、国際NGO「核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）」がノーベル平和賞を受賞した。 これを受け、同月11日の記者会見で当時の菅義偉官房長官は、「核軍縮・不拡散に向けた認識や機運が高まることは喜ばしい」と歓迎する一方、「核兵器保有国を巻き込む形で、現実的で実践的な核軍縮の取り組みを進める必要がある」と述べ、核兵器禁止条約に署名、批准しない方針を改めて表明した。 (4) 核兵器禁止条約 締約国会議について 令和4年6月に、核兵器禁止条約の締約国会議がオーストリアにて初めて開催され、「核なき世界」の実現を目指す「ウィーン宣言」と、核廃絶に向けた具体的な取り組みをまとめた「ウィーン行動計画」が採択された。これには、「締約国を増やすための取組」や「被爆者への支援や救済を進めること」、「核兵器拡散防止条約（NPT）は核軍縮と不

拡散の基礎であり、核兵器禁止条約とは相互に補完する関係にある」などが盛り込まれた。会議参加国としては、条約批准国に加え、条約に参加していないNATOの複数の加盟国もオブザーバーとして出席した。日本からは、広島市長や長崎市長などが出席したが、日本政府はオブザーバー参加しなかった。

(5) 核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議について

5年に一度、191カ国・地域が参加する会議。核軍縮や核不拡散などの締約国の取り組みを検証し、今後採るべき施策を議論する。令和4年8月に国連本部で開催された10回目の会議には、岸田首相が日本の総理大臣として初めて出席した。岸田首相は演説中、「各国と共にNPTの守護者としてNPTをしっかりと守り抜く」との決意表明や、「核兵器不使用の継続の重要性の共有や、透明性の向上など5つの行動を基礎とする「ヒロシマ・アクション・プラン」に取り組んでいくべきことを訴えた。最終的にはウクライナをめぐる問題を理由にロシアが反対し、成果文書のコンセンサス採択には至らなかった。次回令和8年の開催に向けて、令和6年5月に国際賢人会議を開催し意見を交わしている。

(6) G7広島サミットについて

令和5年5月に日本が議長国として被爆地・広島で開催。ウクライナ情勢や核軍縮等が大きなテーマとなった。G7や招待国の首脳らが原爆資料館を訪れ被爆の実相に触れる機会ももたれた。核軍縮・不拡散について岸田首相は、「NPTの維持・強化を図ることこそが核兵器のない世界を実現する唯一の現実的な道である」と発言し、セッション後、核軍縮に焦点を当てたG7初の首脳独立文書「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」を発出した。最終日にはウクライナのゼレンスキー大統領も参加し、ロシアの侵略に立ち向かう覚悟の表明や、和平に関する考えなどの説明があった。

2 平和首長会議の取り組みについて

同会議は、従来から核兵器禁止条約の締結に向けた交渉を即時に開始するよう世界各国へ要請しており、同条約の採択を契機に、核保有国を含めたすべての国が速やかに署名、批准するよう働きかけている。

令和6年5月1日現在、166カ国・地域（8,389都市）が加盟しており、うち国内では、1,739都市が加盟している。

※ 足立区は平成22年7月1日に加盟

件 名	5 受理番号 26 希望する自治体が職員の定年を65歳から70歳まで引き上げることができる制度を導入するよう国に意見書の提出を求める陳情
所管部課名	総務部 人事課
陳情の要旨	希望する自治体が職員の定年を65歳から70歳まで引き上げることができる制度を導入するよう国に意見書の提出を求める。
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	1 定年制度の状況 令和3年6月に地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が公布され、令和5年4月1日に施行されたことに伴い、60歳だった定年が令和5年4月以降、2年ごとに1歳ずつ引き上げられ、令和13年4月に65歳となる。 足立区においても、令和4年第3回足立区議会定例会で条例改正案が可決されたため、同様の形で定年の引上げを行った。 2 制度改正の経過 今回の法改正は定年引上げのほか、役職定年制の導入など高齢期における多様な勤務制度を改正する内容であったため、特別区人事・厚生事務組合で制度改正について検討され、共通の基準により示された改正案を基に各区で改正の手続きが行われた。 【定年引上げ関連の法改正の経過】 (1) 令和2年3月13日 第201回 通常国会 国家公務員法等の一部を改正する法律案、地方公務員法の一部を改正する法律案が国会に提出。 (2) 令和3年5月20日 第204回 通常国会 継続審議とされた地方公務員法の一部を改正する法律案について、施行期日を令和5年4月1日に改めること等を内容とする修正の実施。 (3) 令和3年6月4日 第204回 通常国会 国家公務員法等の一部を改正する法律案、地方公務員法の一部を改正する法律案が可決、成立。 【足立区の定年引上げ関連の条例改正の経過】 (1) 令和4年9月20日 令和4年 第3回 足立区議会定例会 地方公務員法の一部を改正する法律の施行期日である令和5年4月1日に対応するため「足立区職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」ほか、関連条例の一部を改正する条例8本を上程。 (2) 令和4年10月19日 令和4年 第3回 足立区議会定例会 条例改正案可決。